

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案について（概要）

令和 4 年 7 月
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

採用試験により確保すべき人材に関する事項等については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 45 条の 2 第 3 項の規定に基づき採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成 26 年政令第 192 号。以下「採用試験政令」という。）で定められているところ、政府全体において行政のデジタル化等が進められている中で、国税専門官採用試験の対象官職において、情報処理に関して必要な知識を有する人材を確保するため、採用試験政令を一部改正するものである。（改正後の採用試験は令和 5 年度から実施予定。）

2 改正内容

国税専門官採用試験により確保すべき人材に求められる専門的な知識については、採用試験政令別表国税専門官採用試験の項下欄第 1 号で「税務に関する分野における知識」と規定されている。

今般、システム関連部署等の職員に採用する者として情報処理に関して必要な知識を有する人材を確保するため、国税専門官採用試験で問う専門的な知識として新たに「情報処理に関して必要な知識」を規定することとする。

なお、当該知識を国税専門官採用試験の全ての対象官職に求められる専門的な知識とする必要はないため、採用試験政令別表国税専門官採用試験の項下欄第 1 号では、「情報処理に関して必要な知識」の要否に応じ、イ・ロの細分を設けて、国税専門官採用試験により確保すべき人材に求められる専門的な知識を書き分けることとする。

3 その他

施行日：令和 5 年 2 月 1 日（水）